導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

①人口構造

本市の人口構造としては、昭和４５年より人口・世帯数の増加傾向が続いているが、地域によっては既に人口減少に転じており、人口総数においても令和１２年頃にピークを迎えてから、その後は急速な高齢化や生産年齢人口が減少に転じることが推計されている。

②産業構造

本市の産業構造としては、平成２８年経済センサス活動調査結果報告書によると、２，０２９事業所に対し、卸売・小売業が４３０事業所（約２１％）、製造業が４２０事業所（約２０％）と２業種で半数近くを占め、本市の中心となる産業であった。しかしながら、令和３年経済センサス活動調査速報集計では、卸売・小売業が３８０事業所、製造業が３７２事業所となり、ここ数年で約１１％減少していることからも、市内中小企業者の厳しい経営環境が窺える。

③中小企業者の実態等

市内中小企業者の経営状況としては、近年の感染症拡大及び原材料等の価格高騰に伴う世界的な物価高が影響し、大幅な売上減少や収益圧迫が続いていることに加え、慢性的な人手不足や、従業員の高齢化などの課題にも直面し、経営状況の見直し、改善が急務となっている。

これらの状況から鑑み、本市として、設備投資等による生産性向上に関する施策を講じ、市内中小企業者の持続的発展を促すことが必要不可欠であると考える。

（２）目標

市内中企業者の課題解決に向けた、先端設備等の導入による生産性向上を目指す取組みを促進するため、計画期間内に合計１５件の認定を目標とする。

なお、当市では産業振興基本条例において「幸福実感の向上を目指したまちづくり」を理念として掲げており、基本的方針のひとつとして「挑戦の推進」を挙げている。先端設備等の導入による業務革新の挑戦を促進することで、経営者にとっては経営の安定等、勤労者にとっては業務効率化によるワークライフバランスの促進等、産業における幸福実感の向上を目指す。さらに、先端設備等の導入は市内企業の競争力のみならず魅力向上にもつながり、長期的には人口増加や職住近接の推進を望むことができ、地域の活力増加も期待する。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

当市の産業は卸売・小売業や製造業が中心となりながら、建設業、飲食業、生活関連サービス業、医療・福祉業、農業など多岐に渡り、これら幅広い業種の中小企業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

地域に密着した中小企業者の活力を増すことが、まちづくりにつながると考えることから、本計画の対象区域は、当市の全域を対象とする。

（２）対象業種・事業

先端設備等の導入による生産性向上は、特定の事業や業種に対して効果が出るものではなく、事業者の創意工夫によりあらゆる状況において図ることができると考える。そのため本計画においては、対象業種、事業は問わない。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

本計画の期間は国の同意日から２年間とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間又は５年間のうち、事業者が選択する期間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

（１）認定にあたり求める事項

①　「吉川市における幸福実感向上を目指したまちづくりのための産業振興基本条例」の趣旨を理解し、経営基盤の強化等に関する取組を対象とする。

② 認定先端設備等導入計画の実施に伴う進捗状況や成果について、必要に応じて報告を求める。

（２）対象とならない事項

① 被雇用者数の削減を目的とする先端設備等の導入、取組。

② 公序良俗に反する取組。

③ 反社会的勢力との関係が認められる事業。

④ 市税等を滞納している事業者。

⑤ その他市長が適当でないと認める事業。